

議案才五十一号

併用林道の協定について

町道尾子線に於て、別紙のとおり倉吉管林署長と併用林道の協定をす。

昭和四十年七月九日提出

三朝町長 坂出 雅己

昭和四拾年七月九日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄



併用林道協定書

三朝町認定の道路尼子林道を営林署事業上の都合により併用林道とするため次の条件により協定したので本書二通を作成し双方記名捺印のうえ各一通を保有するものとする。

昭和 年 月 日

(甲) 東伯郡三朝町長

坂出 雅己 (印)

(乙) 大阪営林局

倉吉営林署長

江藤 紀夫 (印)

記

一、この協定で三朝町を甲、営林署を乙とする。

二、この道路の管理者は甲とする。

三、併用林道に編入する道路は起点中津林道分岐点(三朝町大字中津字家廻り六百五拾五番先) 終点尼子国有林二林班は小班の林界点)の区間延長二三九〇米

巾員二、六米とする。

四、乙はこの道路の併用の理由が解消したと認めるとき甲と協議の上併用を解除するものとする。

五、甲はこの道路が併用されている期間中に、この道路を廃止しまたはこの道路にとりなう権利を第三者に譲渡する場合には乙に協議しその承諾を受けなければならぬ。

六、この道路の管理者は、この道路を常時良好な状態に保つよう努めなければならぬ。

七、この道路の修繕及び改良に要する費用は、甲、乙協議し原則として受益の程度をともにして負担するものとする。

八、甲または乙が必要と認める場合はそれぞれ負担においてみずから前項の工事をおこなうことができるものとする。

九、この道路の災害復旧工事は、原則として受益の程度をともにして、甲、乙協議のうえ、負担工事箇所を定めそれぞれ実施するものとする。但し甲または乙の必要によってそれぞれ負担工事箇所をこえて復旧工事をおこなうときは、その費用は実施した者の負担とする。

十、甲は前項により乙が実施した災害復旧工事が災害復旧事業費国庫負担金または補助金の対象とならないよう措置するものとする。

十一、この道路の特殊修繕または改良等で特に営林局等事業上必要あるものについては双方協議の上その施行は乙においてすることができるとする。

十二、甲は乙がこの道路に關する工事をおこなう場合において必要とする林道用地の提供その他一切の措置を原則として甲の負担においておこなうものとする。

三、この道路に関する費用の負担は、国有林野の産物買受人および国有林野事業の請負人
に対しては一切賦課しないものとする。

四、本協定に定められていない事項については、そのつと甲、乙協議して定めるものとする。
五、この道路の併用協定期間は、協定締結の日から三年間とする。但し必要に応じて甲
乙協議のうえ期間を更新することができる。